

配置予定技術者等の届出書

| | |
|------|------------------------------------|
| 入札日時 | 平成24年9月12日 午前11時00分 |
| 工事名 | 平成24年度 第2A1阿001号 市道鷓方立神線 道路整備工事 |
| 業者名 | |

配置予定技術者等

| | 氏名 | 資格内容 |
|-------|------|--------------------|
| 主任技術者 | ふりがな | 資格名称 |
| | | |
| 監理技術者 | ふりがな | 資格名称 |
| | | 監理技術者資格者証番号 第 号 |
| 現場代理人 | ふりがな | |
| | | |
| その他 | ふりがな | |
| | | |

主任技術者等有資格者の場合は、資格証（写し）を添付すること。

監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

主任（監理）技術者の資格要件が実務経験者である場合は、技術者等の実務経験を証明する書類（任意様式）を提出すること。

主任（監理）技術者が直接的かつ恒常的に3か月以上雇用されている証として、雇用保険者証等の写しを添付すること。

現場代理人は工事現場に常駐させることとし、主任（監理）技術者と兼務することができます。

主任（監理）技術者は建設業法第26条第1項及び同条第2項によるものとします。

請負金額2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上の工事を請け負った場合は、原則として、主任（監理）技術者は専任配置の必要があります。

本届出書により届け出た配置予定技術者・現場代理人は、原則として工事完了まで変更を認めておりません。